図表1 女性労働委員会(WWC)の主要な勧告内容と アクションブラン対応の概要

アクションブランの対応

部分的承認

教育技能省及び関連する政府機関はすべ ての若者が仕事に関する情報、アドバイス、 ガイダンスを利用できるようにすること。また 国が定める基準に従ってジェンダーに関す る固定観念の是正に取り組み、さまざまな戦 業のやりがいと報酬について、若者が正しく 認識できるようにすること。

パートタイムや柔軟な働き方で働ける中・高 齢者向けの仕事を増やすことを目的とする

施策を支援するため、貿易産業省が500万 ボンドを計上し、全国規模で質の高いパート タイム労働を推進すること。

雇用年金省は復職女性(特に一人親)を対 象としたニューディール・プログラムを策定すること。さらに現在未就業の女性で、本人に も配偶者にも収入がない場合の支援のあり 方についても検討すること

長期的に柔軟な働き方の拡大を要求する権 利を実現し、より幅広い被用者に柔軟な働き 部分的承認 方を導入すること。

女性の能力向上の支援策として、2000万ポ ンドの職業訓練バッケージを導入すること。

起業におけるワーク・ライフ・バランスの可能

性を推進すること

にも女性が進出することができ 水道工や建築作業といっ ンでは従来男性の領域であった 予定。このほかアクションプラ

た職

- 2006年予算では多様な職業訓練 バッケージに対して4000万ポンドが 計上されている。

ー地域社会・自治省が、パートタイ ムで働ける中・高齢者向けの仕事や

質の高い仕事の数を増やす施策に

50万ポンドを計上する。

アクションプランの概要

至った。

不利益取り扱

いが禁止される

いる。 ことが期待されている(3) 男女の雇用均等が一層進展する は就業家族法(Work and Familment Act 2002) 連した様々な立法が行なわれて るようになっており、これに関 ライフ・バランス) 活と家庭生活の両立 は男女の実質的な平等は職業生 上へとシフトしている。最近で 策の主眼は女性労働力の質の た現在、 月に二〇〇二年雇用法(Employ めて実現可能であると認識され 女性労働力の量的な増加を経 Act 2006) が施行されてお 英国の男女雇用均等政 (体的には二〇〇三年四 〇六年六月に があって初 (ワーク・ 卣

や伝統的に女性が家事責任を果 件は労使交渉によるとの考え方 法が制定されたものの、 五年性差別禁止法などの平等立 則(1)の国内法化の必要性から EC法の男女平等に関する法原 関する法規制や労働者保護は少 として根付いていたこと、 たすべきという認識が強かった なかった。一九六○年代以降、 九七〇年同一賃金法、一九七 ける男女の均等な取り扱いに 一由から男女雇用均等へ 男性の長時間労働が文化 雇用の分野 労働条 の取 働者の 進んだ。この結果、 を占めるようになった。 するなど労働市場で大きな位置 その約二倍に当たる二九%に にすぎなかったのが九六年には 雇用者に占めるパートタイム 消した(図表2)(2)。 込み(いわゆるM字カーブ)が解 みた一部の女性労働力率の落ち 型の雇用を通じての労働力化が トタイム労働に代表される非典 い家庭責任を有する女性のパ の拡大など産業構造の変化に伴 組 九七〇年以降、サービス業 一みは進展しなかった。 割合が七一年には一五

に女性労働委員会(WWC)が出 アクションプランは○六年二月

「より公正な未来の形

る格差の是正をめざす内容とな

労働条件におけ

に基づき策定されたもので女性

(Shaping a Fairer Future)

男女雇用均等に関するアクシ

3

100六年九月、

英国政府は

ンプラン(行動計画)を発表した。

年齢層別に さらに全 労 1 ため、 についてパートタイム労働者 規則」が成立し、 () 年に 指令の国内法化の必要から二〇 その後、EUパートタイム労働 差別に照らして行われていた。 は性差別禁止法に規定する間接 半を女性が占めるという理由 処遇格差の改善だ。 労働者とフルタイム労働者間 されているのが、 いては特段の規定がなかった ・タイム労働者に対する処遇に アクションプランで特に強調 差別的取扱いに対する判断 パートタイム労働者の大 「パートタイム労働者 パートタイム 雇用関係全般 しかしパ

か

内閣府、

平成一

四

年度

男

0)

状況

金指令、

九七六年均等待遇

金原則)

九七五年同

賃

指令などを指す。

3.

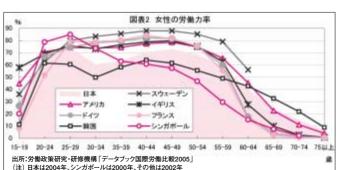
に関する年次報告 女共同参画社会の形成

, C U ○万ポンドの予算が計上され、 る予定。このための施策には五 などと協働しながら政策を進 地方政府、英国労働組合会議 ム労働を創出することを目的 ンではより質の高いパートタイ これをふまえ、 傾向にあるものの、 イム労働者間の賃金格差は縮小 用者 度合いが頭打ちになっている パートタイム労働者とフル への支援などが行われる 英国産業連盟(CBI) アクションプラ 近年ではそ T

(国際研究部

整備された の支給期間延長などが新たに 法定出産給付および出産手当 休暇の拡充、 二〇〇二年雇用法では出産 就業家族法では

淀川京子)



くまれている。 るよう支援するなどの内容が 注

1

九条(男女同一労働・同 七年のEECローマ条約一

賃

等に関する法原則とは一九五

ここでいうEC法の男女平

男女雇用均等に関する イギリス

ている(図表1)。

英国では従来、

アクションプラン

(行動計画)を発表

2007.1

フランス

中高年齢者の雇用促進プ ージアップキャンペーン き雇用契約の導入とイメ ラン開始―新たな期限付

ペーンを展開する。 やラジオ、インターネットでC のパンフレットの送付、テレビ 雇用契約(CDD Senio 導入した中高年対象の期限付き きる!」がスローガン。新たに アップキャンペーンを開始した。 年齢者の就労に関するイメージ Mを流すなど全国規模でキャン 見方を変える」目的で、政府は 三〇〇万ユーロを投じ、 r)の普及とともに、「人々の 「何歳になっても将来を計画で 政府は、一〇月二二日、中高 企業へ



の復帰を容易にし、年金を満額 の目的は、中高年齢者の雇用へ CDD Seniorの最大

ピールし、最後に「ところで、 はエイズ対策のために一○万ユ 働くのは嫌だと言っているんだ ーロを集めた」など、自らをア は昨年、サックスを始めた」「私 ゲームでは誰にも負けない」 はガンを克服した」「私はPC い?」という一言が流れる。政 体、誰が、老いぼれと一緒に CMに登場する人々は、 私 私

規定は設けられていない。 なお、CDD Sennior 受給できる権利の追加を行うこ では、労働時間に関する特別の 払うこと――が義務付けられる。 該従業員への総支払額の一割を こと、②契約期間終了時に、当 は、①契約期間を明確に定める 月を超えることはない。使用者 最大一八カ月間で、 の分野が含まれる。契約期間は ている者で、農業を除くすべて 者で三カ月以上求職活動を行っ と。対象は、五七歳以上の失業 に限り可能。トータルで三六カ 「契約終了手当」(1) として支 更新は一回

その普及とともに、中高年齢者 まで、テレビ、ラジオ、 秒ほどの CMを二種類作成し、 始。中高年齢者が登場する三〇 めに大規模なキャンペーンを開 する「人々の見方を変える」た が働く・働きつづけることに対 に大きな期待を寄せる政府は、 一〇月二二日から一一月一二日 ネット等で放映した。 CDD Seniorの効果 インタ

企業に対し「高年齢者を

放映される予定だ。 ○○七年には、CMの第三 が何よりも重要としている。二 ることだと認識してもらうこと スのすべての人々に関係してい だけでなく、この問題をフラン 雇用するように」とただ求める 二弾が

ンの継続を示唆した。 果が上がる」とし、キャンペー ペーンは毎年実施することで成 変参考になる。こうしたキャン 年)にまで引き上げた例は、大 九%から四三・七%(二〇〇〇 歳以上の就業率を五年間で三四・ のキャンペーンを実施して五〇 フィンランドが以前、大衆向け 見方を変えることが重要である。 を打破するには、人々のものの あるのに対し、フランスではた デンなどが七○%近い就業率で と言わざるを得ない。スウェー 齢者雇用に関する状況は悲観的 スの弱点である。とくに中高年 雇用と中高年齢者雇用はフラン ボルロー雇用大臣は、「若年者 ったの三七%である。この状況 このキャンペーンを指揮する

フランスでは今なお、失業率の 者雇用促進へと転換するなか、 かつての早期退職傾向から高齢 る。EU諸国の多くがこの数年 期引退を促進する政策が存在す 機会増大を目的として積極的に 年代半ば以降、失業率の増加に 率の低下の背景には、一九七〇 採用してきた中高年労働者の早 直面した政府が、若年層の雇用 フランスの中高年齢者の就業

> $\widehat{\underline{2}}_{\circ}$ い文化として広がってしまった ないまま、 し、若年者の失業率は改善され る政策が続けられていた。しか 高年労働者の早期引退を促進す 増加を嫌う歴代政権により、

企業が「検討する」と答えてい の質問をした際には、三一%の 反発にあい廃案となったCPE た。ちなみに、若者や労組の猛 えた企業は一三%にすぎなかっ 問いに対し、「検討する」と答 利用を検討しますか?」という は、「CDD Seniorの トしている。実際にある調査で 期待できないと思う」とコメン eniorによる大きな変化は lusの会長は、「CDD S 関Actif Senior 待を寄せているが、人材派遣機 enior の効果に大きな期 フランス。政府は、CDD て、急激な方向転換を開始した この根強い文化の打破に向け (初回雇用契約) に関して同様 Р

を表明したものとして注目され 齢者の雇用促進に力を注ぐこと での政策を大きく転換し、 場から退出させるというこれま 供するために高年齢者を労働市 ランは、若年者に雇用機会を提 ○一○」(3) によるもの。同プ 国家行動プラン 二〇〇六一二 表した「高年齢者雇用のための ヴィルパン首相が六月六日に発 今回のキャンペーンは、ド

「早期退職」は根強

%ずつ高め、EU目標の実現を 四歳の就業率を一年につき約二 ランス政府は、二○○六年から

することを目標としている。フ 五~六四歳の就業率を五○%に

二〇一〇年にかけて、五五~六

が正式に決定した。

EUは、二〇一〇年までに五

に関する政令を発布(4)。導入

二八日にCDD Senior

進めると宣言していたが、八月 の実施に必要な法整備を早急に 表時からCDD Senior 帰を重視する政府は、プラン発

2. フランスの中高年齢者の雇 1. ただし、労使協定により、 は、契約期間中に支払われた また、手当のベースとなるの 高い率に定めることは可能。 合に請求できる手当)は除か れるが有給休暇補償手当(有 総賃金で、各種手当等が含ま 給休暇を取得できなかった場

を参照されたい。 system¥2004_10¥france_01.ht ou\foreign\for 用政策については、当機構の eign/labor_system/2006_11/ france_01.htm) 及び (\YKouh H P (http://www.jil.go.jp/for

www.jil.go.jp/foreign/jihou/2 は、当機構のHP(http:// 同プランの内容について ていた。

中高年齢失業者の雇用への復

006_7/france_01.htm) を参照

~~

発表される

れたい

中高年齢者の

雇用への復

労働・社会保障事業の発展に関する 『第11次五ヵ年(十一五)』計画綱要(2006年~2010年)

一、「十五(第10次五ヵ年計画)」期間における主な成果と経験

一)主な成果

1.就業・再就業の問題においての顕著な成果

2.職業訓練においての大きな進展

3.社会保障事業の目覚しい進展

4.労働関係調整メカニズムの初歩的形成

5.労働保障法制の構築における新しい進展

(二)主な経験

1.党中央および国務院から高く重視されることが、労働保障事業の全面的かつ調和の取 れた持続可能な発展を推進するための根本的な保証となる

2.科学的発展観を全面的に実行に移すことは、労働保障事業を確実に行うための重要 な指針となる

3.労働者の根本的利益を擁護することは、労働保障事業を成功裏に遂行するための出 発点であり、足がかりである

4.適法に行政活動を行う姿勢を堅持することは、労働保障事業を成功裏に遂行するため の強力な保障となる

5.就職基礎能力の育成を強化することは、労働保障事業を成功裏に遂行するための必 要条件である

二、「十一五」期間において直面する情勢

- 一)雇用情勢は依然として厳しい状況である
- (二)社会保障制度は早急な完備が望まれている
- (三)労働関係における矛盾が日増しに顕在化している

三、「十一五」期間における指導思想と基本原則

一)指導思想

(二)基本原則

1.人間本位という理念を堅持し、労働者の合法的権益を的確に擁護する

2統一的に計画し、かつ各方面に配慮するという原則を堅持し、協調的発展を促進する 3.改革の深化を堅持し、業務メカニズムを刷新する

四、「十一五」期間における発展目標と主な任務

一)発展目標

1.就業機会の継続的な増大を図る

2.労働者の資質を不断に向上させる

3.社会保障体系を完備する

4.労働関係を概ね調和的・安定的に維持する

5.労働保障法制を健全化する

二)主な任務

体 れ

の〇・四パーセント、 は製造業に従事する被用者全 外移転に伴って喪失した。こ

<u>__</u> <u>Fi.</u>

人に一人に当たる。

主な移

転先

1.就業促進の長期的戦略および政策を実施し、あらゆる手段を講じて就業を拡大する

2職業教育および訓練を強力に推進し、労働者の技能と資質の向上を加速させる

3.社会保障体系の完備を加速し、社会保障力を増強する

4.労働関係調整メカニズムを健全化し、調和の取れた労働関係を創造する

5.労働保障法制の構築を強化し、法に基づいた行政を堅持する

五、「十一五」期間における保障措置

(一)政府の投入を拡大し、政策面からの扶助を強化する

- 二)重要プロジェクトおよび制度改革を実施する
- (三)労働保障の情報化構築を強化する
- (四)労働保障に関する科学技術研究を強化する
- (五)国際交流と国際協力を強化する
- (六)労働保障事業の広報活動を強化する

製造業において、

年平均で二八

○二年から二○○四年の間に、

月九日発表)によると、二〇

スウェーデン統計局の調査

○○人の雇用機会が生産拠点の

(七)労働保障システムの能力構築を強化する

の「第一一次五力年計画

労働社会事業発展のため 中 围

として発表された(目次参照) 次五ヵ年計画綱要に関する通知 保障事業発展のための 発表にあたっては、 全国労働 第一

を実現徹底化のための重要な計

転換、

充分な

跡調査と分析、 グラムの策定、 量的質的目標の融合、

計画の調整など 評価と監査、

実現プロ

追

は、 であり、 障事業に関する重大戦略の決定 の党中央、 画概要は、 のための全国会議の席上で、 周知徹底を図った。 よび労働保障局の各関係者への 自治区、直轄市の労働保障庁お 労働社会保障部下部機関、 労働社会保障部の田 一一月一五日の通知徹底化 社会主義及び調和社会 国務院による社会保 労働社会保障史上初 成平部 計

aout 2006

(国際研究部

町田敦子

取りまとめが完了し、

一 〇 月

が進められてきたが、

このたび

三日付で国務院より

一労働社会

関する諸規定を調整する政 を促進するための有期契約に

(decret no2006-1070

du

28 令

業計画綱要」策定のための検討

労働社会保障分野の

事

第一一次五ヵ年計画]

一の実施

二〇〇六年一月

から始まった

保障関連部門への徹底化 のため、 各省

社会保障制度への 築から健全で整備され充実した 会保障制度の初歩的な基礎の構 働者全体への配慮への 労働社会保障事業としては、 のであることを指摘した。 実的意義と戦略的意義を持 速な発展のための指針として現 活水準の向上と経済的安定と迅 展観を統率理論としながら、 このようなスタンスに基づき 理論の指導方針と科学的発 転換、 労 生

づけ、

さらに、

なわち、

員

制度、

表 画 [である] と強調、 「三つの代

け

的

バ 企業の生産活動のグロ スウェーデン

ル化と雇用

野村かすみ 主任調査員 て

いかなければならないと強調 するように組織的に組み立て 画実施メカニズムが有効に作

ている。

(国際研究部

み作りの重要性を指摘した。 に提示している。 ど計画目標を段階的に実現しな 社会保障システムの整備、効果 労働関係の基本的な調査と安定 のプロジェクトであると位置 ればならないとの課題も同 な管理サービス規範の構築な 業機会と合理的な収入配 実現のための具体的 機関、資金配分、 組織的協力を強化しつ 、政策、 今期計画の実施は 措置、 明確な 任 i 仕組 務、 分 す

は中国やポーランド、ハンガリ ー、エストニア、リトアニアで

ホルムの八二パーセントに対し される。地域的には、ストック の再就職に関しても地域格差が おいて特に多い。また、解雇後 られ、スモーランドや島嶼部に 繊維、衣料、ゴム、プラスティ の解雇が生じた。他の業種では の〇・八パーセントに当たる数 閉鎖したことによって、被用者 光学系のメーカーが生産拠点を て、北部地域では三五パーセン 正規社員として再就職できたと ○二年に解雇された労働者の六 見られる。全国平均では、二〇 パーセントが二○○四年には ク関連の企業の移転が目立つ。 解雇の発生には地域格差が見 産業別で見ると、特に、 電子・

ぎているとの見解を示した。S デン経営者連盟 (SN) はあま されているのである。スウェー 準に集計しているからである。 のは、企業による解雇通知を基 ○○もの職が失われたとされて 及び中小企業を対象に行った調 Nが二○○五年、独自に大企業 りに解雇の規模を過小評価しす 五名の小規模のレイオフが除外 すなわち、中小企業による一~ を疑問視する声もある。という ○○五年の間に毎年、二万四○ **食結果では、二○○○年から二** だが、この統計局の調査結果

> 就かざるを得ないような状態に ある。解雇された労働者は失業 場政策は大胆な再編がなされ、 だし、新政権発足以来、労働市 のためには、積極的な労働市場 留めておくことには意味がなく 労働組合は適正な賃金が支払わ ウェーデンの雇用機会が失われ のだとしている。副首相は、ス 解雇事由に対する見解の相違も なりつつある 低協約賃金の水準を下回る職に 手当に依存するのではなく、最 失業者への手当は縮小されつつ 政策が不可欠であるとする。た にすべきであるとしている。そ ク産業のような職に就けるよう むしろ高等教育が必要なハイテ れない職をスウェーデン国内に な損失であると述べた。一方、 ることは懸念材料であり、多大 計局の調査報告は信頼できるも ン副首相や政府関連機関は、統 見られる。マウト・オルフッソ また、企業の海外移転という

場を閉鎖し五七○人の労働者を 例えば、エクストロラックスが 外移転が正当なものではなく、 傾向にある。確かに、全ての海 働者がより水準の高い職に就く 職が海外に移転し、その後、労 工場閉鎖が必要なほど悪化して 解雇した事例では、経営状態が 疑問視されるべきものもある。 の海外移転は、賃金水準の低い と、スウェーデンにおける企業 二〇〇四年にヴェステルビクエ 近年の歴史を振り返ってみる

> ボベリ(ABB)が家庭用原動 をオランダからスウェーデンに ことが可能であったという見方 事例などもある。 機の工場をスイスから戻したの 戻した例や、アセア・ブラウン・ トラックの運転席の製造ライン 自動車メーカーのスキャニアが が有力である。しかし、一方で、 ウェーデンでの生産を継続する おらず技術的な改善によってス

for JILPT on Sweden - Novem lates/pressinfo_ Birger Viklund (2006) "Report スウェーデン統計局ホームペ _182303.asp)

E

サービス指令案、 会で可決 欧州議



(国際研究部 北澤謙)

のすべてのサービスが対象とさ るいは非経済的なサービス以外 当初の指令案では、公益的

側からあがり、多くの修正が加 悪影響を懸念する声が旧加盟国 括的な適用や母国法主義による なサービス活動を対象とする包 事会等での審議において、広範 から行われた一連の欧州連合理 た。しかし、二〇〇四年一一月 国での要件は問われないという たしていれば、サービス提供先 者がその本国で必要な要件を満 れていた。また、サービス提供 「母国法主義」が明記されてい

ることになる。 懸案となっていた指令が成立す して以来、二年以上にわたって 一月に欧州委員会が原案を提出 読会で可決された。二〇〇四年 称ボルケシュタイン指令案) うたった「サービス指令案」(通 一月一五日、欧州議会の第二 域内サービス市場の自由化を

いるという問題意識が背景にあ 活動が規制によって阻害されて %を占めるサービス関連業種の 必要があり、生産活動の約七〇 る法的・行政的障壁を除去する サービス提供の自由を妨げてい る活発な地域にするためには、 ある。欧州を世界一競争力のあ 策定がすすめられていたもので スボン戦略」を達成するために 二〇〇〇年三月に採択された「リ サービス指令は、そもそも、

介護などの社会サービス、警備 公共機関に関連する専門的職業・ アル・サービス、賭博、保育・ サービス、オーディオ・ビジュ

えられることとなった。

などの金融関連、電子通信、運 用除外されるものとしては、銀 ャー産業などである。一方、適 レンタル、旅行業、観光・レジ 産業、建設、建築設計、自動車 は、経営コンサルタント、不動 輸、労働者派遣業、ヘルスケア・ 行、保険、年金、投資ファンド 最終的に指令が対象とするの

ービス提供先国の規則が適用さ ない。労働条件については、サ 議会が可決したサービス指令は 削除されることとなった。欧州 ないよう当初案に規定されてい のソーシャルダンピングが生じ いては、問題視された労働条件 行政サービスなどが挙げられる。 障関連法令に何ら影響を及ぼさ 加盟国の既存の労働法や社会保 たものの、激しい批判によって また、母国法主義の条項につ

【参考文献】

Uサービス指令案と労働問題. 『生活経済政策』二〇〇六年 濱口桂一郎(二〇〇六) a「E 欧州委員会ホームページ

関係規定について」 Uサービス指令案における労働 濱口桂一郎 (二〇〇六) b 二〇〇六年三月 『世界の労

(国際研究部 北澤謙